

歯科技工士法 第17条

歯科医師又は歯科技工士でなければ業として歯科技工を行ってはならない。

【解説】日本国内の歯科診療所で発生した歯科技工は国内法が適用される。したがって海外委託は無資格者への委託であり、違法である。我々は国民の安心安全な歯科医療及び歯科技工士の権利と義務を守るため断固主張する。

歯科技工委託



違法委託を許さず

国内歯科技工所

~~国内無資格者
海外無資格者
海外歯科技工所~~

歯科医療を守る国民運動推進本部

事務局：〒157-0073 東京都世田谷区砧3-18-2 脇本宛
TEL&FAX 03(3868)0170 wakimoto@bc.ij4u.or.jp